

番号	5 - 29	申請者	看護師 永田 あすか
【審査申請課題】 ～重症心身障害児への食事介助技術の暗黙知を明らかにする～			
【審査課題の概要】 重症心身障害児（者）は、疾患や環境の要因による摂食嚥下機能障害をもつ。摂食嚥下機能障害には呼吸障害を伴うことが多く、出生直後から、あるいはその後、食事摂取ばかりではなく呼吸への援助も必要となってくる。 重症心身障害児（者）病棟（以下、A病棟とする）では、10名の患者に食事介助を要している。中には、食事を楽しみにしているものの何らかの理由により緊張し、口腔に力が入ることで開口しづらくなったり、筋緊張から食事介助が難しい患者がいる。そのため、スタッフから食事介助の難しさや、誤嚥に対する不安の声が上がることも少なくない。 そこで、A病棟では食事介助を行う全てのスタッフが、安全な食事介助ができるよう、患者一人ひとりに摂食カードを作成している。しかし、安全に楽しく介助ができるスタッフと困難なスタッフがおり、摂食カードを活用しても、全てのスタッフが安全な食事介助が実践できているとは言い難い。そこには、食事介助に熟練したスタッフは、個人の経験から知識や勘など、摂食カードに表すことができていない暗黙知（技）があるのではないかと考える。 先行研究では、看護師が会得している食事介助の技を明らかにされているが、重症心身障害児（者）の個別性の高さにより共通の技術とならないことが多い。重症心身障害児（者）がより長く、より楽しく食事ができることは、QOLの維持向上にもつながっていると考える。また、以前に当病棟で重症心身障害者の食事摂取量増加に向けて食事介助方法の統一化を図る研究が行われている。その研究をもとに、今回は食事介助に熟練したスタッフらを抽出し、食事介助の技を明らかにすることを目的に研究に取り組むこととした。			
審査結果	承認 （ 令和6年3月14日 ）		